

3 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が補助目的に沿って使われているか、出資している団体が出資目的に沿った運営をしているか、などを監査しました。

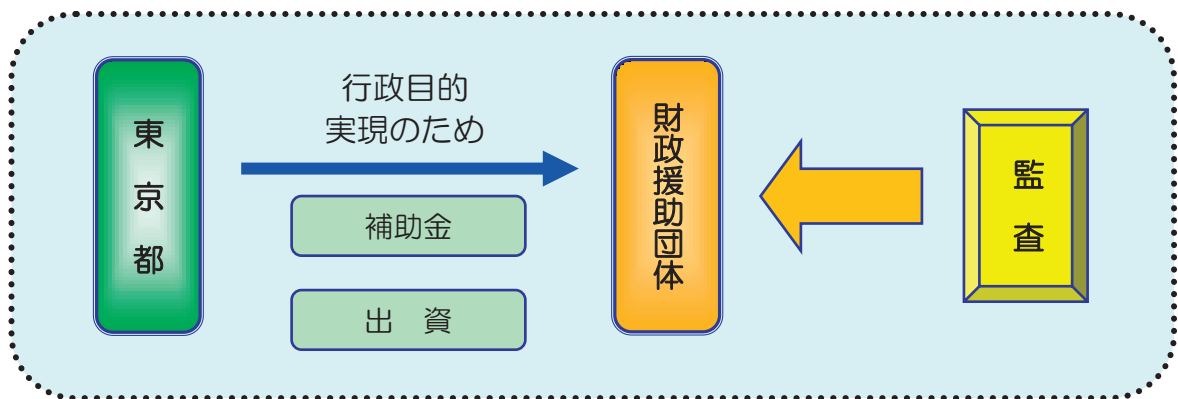
平成25年は、補助金等交付団体、出資団体（都が資本金等の25%以上を出資している団体）等及びその所管局について、平成23年度及び平成24年度の事業を対象として監査を実施しました。

監査の結果

- 補助金等交付団体 135 団体
- 出資団体 12 団体を監査し

指摘 60 件

指摘金額 1 億 2, 819 万円



● 財政援助団体等監査の主な検証内容

区分	検証内容
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> 団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。 事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。

主な指摘事項

補助金が過大に交付されていたもの

福祉保健局・社会福祉法人19団体（指摘金額 1,354万円）

状況

福祉保健局は保育所を運営する社会福祉法人等に補助金を交付しています。これらの補助金は、事業実績等に基づき、補助金交付要綱に定められた方法により金額を算出しています。

監査の結果、社会福祉法人19団体が運営する22施設において、補助金の申請誤りが見つかりました。

指摘

申請の誤りにより、補助金が合計1,354万円過大に交付されていました。各法人に対し、過大に交付された補助金を返還するよう求めました。

● 申請誤りの例

- ・ 延長保育を行った場合、実績に応じて補助金が加算されますが、対象となる利用児童数を誤って算定していました。
- ・ アレルギーを持つ児童に対応した保育には、対象児童数に応じて補助金が加算されますが、要件を満たしていないものも含めて算定していました。

都立文化施設における避難経路を適正に管理すべきもの

公益財団法人東京都歴史文化財団

状況

公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理業務を行っている東京文化会館において、非常時の避難経路について見たところ、避難経路上に、不特定多数の観客等が一斉に避難するのに支障となりうる大型プランターが複数設置されていました。

指摘

利用者等の安全確保のため、財団に対し、避難経路を適正に管理するよう求めました。

公園における遊具の安全性を確保すべきもの

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

状況

駒沢オリンピック公園の指定管理者である公益財団法人東京都スポーツ文化事業団は、公園内の遊具の定期的な点検を、年2回、専門業者に委託しています。平成24年に「異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）」と判定された22件の遊具のうち、5件について、基礎が露出したままであるなど修繕が行われていませんでした。

指摘

遊具による事故防止の観点から、事業団に対し、適切な対応を速やかに行うよう求めました。

お客さまセンターの英語等対応オペレータの配置を適切に行うべきもの

株式会社PUC、水道局

状況

水道局は、多摩お客さまセンターの業務を株式会社PUCに委託しており、受付業務については、英語等による受付及び問合せに対応ができる者を、時間内は常に配置するものと仕様書で定めています。しかし、実際の配置状況を見たところ、英語等対応オペレータの配置ができていない時間帯が、年間を通して発生していました。

また、局は、この状況を会社から提出される人員計画及び実績報告により確認していましたが、会社に適切な配置を行うよう指示していませんでした。

指摘

会社に対し、英語等対応オペレータを仕様書通り適切に配置するよう求めました。

また、局に対し、会社を指導するよう求めました。